

議案第四八号

専決処分事項の報告について

緊急執行を要した現年発生単独災害復旧事業（公共土木）に對する起債
については、地方自治法第七十九條第一項の規定により、別紙専決処分
書のとおり専決したので、同條第三項の規定により、別紙専決処分書のと
おり専決したので、同條第三項の規定によつて報告し、承認を求めらる。

昭和三十七年八月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十年八月十一日承認

三朝町議会議長

矢田秀雄



専決処分書

起債について

左記のとおり起債するものとする。

記

一 起債金額

金壹百拾万円也

一 起債目的

現年発生単独災害復旧事業費に充当のため（公共土木）

一 利率

年率割以内

一 借入先

大蔵省資金運用部

一 借入時期

昭和三十六年度

借入期日は借入先と協定するものとする。

賦政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌

年度に繰越して借入れることができる。

一 償還方法

借入先の貸付条件による。

但し賦政の都合により繰上償還をし、又は償還年限

一、償還財源

を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。
稅收その他一般歳入

右地方自治法第七十九條第一項の規定により専決する。

昭和三十七年三月三十一日

三朝町長 坂出雅巳